

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第二十号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（実習等指導手当に関する経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

（学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の夜間学級担当手当の額）

3 学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。